



沖 平 財 第 5 2 号
2024（令和 6）年 8 月 13 日

公益財団法人沖縄県平和祈念財団への予算措置に関する要望書

沖縄県知事 玉 城 康 裕 殿

沖縄県糸満市字摩文仁 444 番地

公益財団法人沖縄県平和祈念財団

会長 金城 克也



公益財団法人沖縄県平和祈念財団は、「沖縄全戦没者の御霊を慰霊し、悲惨な戦争体験を風化させないため平和祈念及び平和発信に資する事業を行うとともに、霊域の尊厳を守るため追悼施設及び関連施設の維持管理に必要な事業を行い、もって世界の恒久平和に寄与すること」を目的として設立されております。

現在は、各都道府県及び同窓会等の団体により建立された慰霊塔・碑の清掃維持管理や指定管理者として平和祈念公園及び平和の礎を管理しているほか、沖縄県の委託を受けて、国立沖縄戦没者墓苑、糸満市米須、真栄里、健児の塔前に設置されている公衆用トイレの清掃管理、戦没者遺骨収集情報センターの運営等を行っており、委託料や県の補助金、指定管理料、賛助会費、寄付金などで運営費を賄っております。

しかし、援護事業補助金（戦跡慰霊の清掃管理事業）はピーク時より半減、指定管理事業は、令和 5 年度事業収支がマイナスとなり当財団で補填する等、自主財源の乏しい当財団の財務状況は厳しいものがあります。

つきましては、このような状況をご理解賜り、下記の事項について要望いたしますので、早急に必要な措置をご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 平和祈念財団を継続的、安定的に運営するための援護事業補助金（戦跡慰霊の清掃管理事業）の増額について

慰霊塔・碑等霊域を清掃管理する団体として琉球政府の下、沖縄県戦没者慰霊奉賛会が昭和 35 年に設立され、現在では、公益財団法人沖縄県平和祈念財団として国立戦没者墓苑をはじめ、県内 90 件の慰霊塔・碑の清掃維持管理を行っており、その中には、委託料支

出がない塔・碑もあるが、当財団の設立理念に則り、厳しい財政状況にかかわらず無償で管理を継続している。

このように沖縄県援護事業の一翼を担っている団体であるが、最低賃金の大幅な引き上げや物価高騰等で運営費が増加しており、会長、副会長の報酬、常務理事兼事務局長の給与年額を極力低く抑える、また今年度から各都道府県慰霊塔・碑の清掃管理委託料を引き上げる等自助努力を行ったが、令和5年度は事業収支が約100万円の赤字となり、賛助会費(52社の民間企業)や寄付金等から補填する状況となった。

また、職員に適正な給与を支給できていないという長年の取り組むべき課題も抱えている。

このようなことから、今後継続的、安定的に団体を運営するため、補助金の増額をお願いしたい。

2. 「平和祈念公園」「平和の礎」指定管理料の増額について

現行指定管理期間が今年度で満了、次年度更新となるが、職員の待遇改善、人件費の高騰等による委託費の増加を配慮した指定管理料の算定(増額)をお願いしたい。

3. 沖縄県委託事業へ職員給与を計上することについて

沖縄県から委託を受けて、国立沖縄戦没者墓苑、公衆用トイレの清掃管理、戦没者遺骨収集情報センターの運営を行っているが事業経費の中に職員の給与が計上されていない。

事業責任者の事務局長、担当職員、総務・経理職員は実際に業務に携わっているため、令和7年度から事業経費に職員給与を計上していただきたい。

※沖縄県平和祈念資料館から委託を受けている沖縄県平和祈念資料館施設管理・学芸業務は、事業経費の中に職員給与が計上されている。

4. 園内バス運営費用の予算措置について

当財団は1974年(昭和49年)から園内バスを運行しており、当初は摩文仁霊域参拝者の送迎としての運行でしたが、2013年(平成25年)から公園全域を周遊するルートに変更して、来園者の利便性向上に努めてきた。2019年(令和元年)までは、毎日2台運行で、2022年(令和4年)4月から新型コロナウイルス感染拡大による来園者の激減で園内バスの収入が減少したため、運行を日曜祝祭日に変更、10月からは感染者の減少傾向に伴い、運営が厳しい状況ではあるが、毎日1台運行を実施している。

霊域参拝を目的に来園する高齢者も多く、広大な敷地を徒歩で移動している方々を見ると、園内バスの必要性が高いにもかかわらず、毎年度赤字で運営するにも限界がきており、車両管理を含めた運営費用について予算措置をしていただきたい。